**組合員証等を提出できない場合の誓約書**

この度、退職に伴い、下記組合員証等について、地方公務員等共済組合法施行規程第98条第1項により、組合員証等の提出を行わなければならないところ、組合員証等を亡失し、提出ができないことを、ここに書面をもって申し立てます。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　亡失した組合員証等について、後日発見した場合は、速やかに地方職員　共済組合大阪府支部に連絡し、提出すること。

２　亡失した組合員証等について、後日発見した場合は、医療機関等で使用　しないこと。

３　亡失した組合員証等について、後日発見したにもかかわらず地方職員共済　組合大阪府支部への提出を怠り、医療機関等で使用した場合は、当該医療費に相当する額を地方職員共済組合大阪府支部に返還すること。

令和　　年　　月　　日

組合員住所

　　　　　　　　　　　　　　　組合員氏名

地方職員共済組合大阪府支部長　様

記

□組合員証

□被扶養者証（被扶養者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□その他（　　　　　　　　　　　）（所持人氏名　　　　　　　　 　）

　※亡失した証に☑してください。